坂戸市告示第３２５号

制限付一般競争入札（事後審査方式）を執行するので地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の６の規定に基づき次のとおり告示する。なお、本告示に記載のない事項については、坂戸市建設工事請負等一般競争入札（事後審査型）要領の規定によるものとする。

令和８年１１月５日

坂戸市長　石　川　　清

１　工事概要等

(1) 工事名

入西小学校渡り廊下設置等工事

(2) 工事場所

坂戸市大字新堀２６５番地

(3) 工事期間

契約締結日から令和９年３月２４日まで

(4) 工事の概要

ア　渡り廊下設置工事　一式

イ　南校舎　ドア改修工事　一式

ウ　その他上記に関連する工事　一式

２　入札の方法

この入札は、坂戸市電子入札運用基準に基づき、埼玉県電子入札共同システムを利用して執行するものとし、入札参加資格の審査を開札後に行う方式で行う。

３　競争参加資格確認申請書の提出

入札参加を希望する者は、次に示す期間内に電子入札システムにより競争参加資格確認申請書を提出する。

令和８年１１月６日（金）午前９時００分から

令和８年１１月２６日（木）午後５時００分まで

４　入札執行の日時等

(1) 入札書提出期間

令和８年１２月２日（水）午前９時００分から

令和８年１２月４日（金）午後５時００分まで

ア　入札金額見積内訳書（指定様式）を添付すること。

(2) 開札日時

令和８年１２月７日（月）午前９時００分

(3) 開札場所　坂戸市役所　財政課

(4) 入札回数　１回限りとし、再度入札は行わない。

(5) 上記の期間・日時は、変更することがある。この場合は、坂戸市ホームページで案内する。

坂戸市ホームページアドレス　https://www.city.sakado.lg.jp/

5　設計金額等の公表

(1) 設計金額（事前公表）

金２７，９４０，０００円

（消費税及び地方消費税の合計１０％を含む。）

(2) 予定価格

入札後に公表する。

(3) 最低制限価格

入札後に公表する。

6　支払条件

(1) 前払金

有り（請負代金額の４０％以内の額を請求することができる。ただし、１万円未満の端数は、切り捨てるものとする。）

(2) 中間前払金

有り（請負代金額の２０％以内の額を請求することができる。ただし、１万円未満の端数は、切り捨てるものとする。）

(3) 部分払

無し

7　入札参加形態

単体企業

8　入札参加資格要件

この入札の告示日現在において、次の要件を全て満たす者であること。ただし、告示日から落札決定までの間に、本件の入札参加資格を新たに得ることとなる事項の変更届を提出した者又はこの入札参加資格要件に該当しないこととなる事項の事実が発生した者は、この入札に参加することができない。

(1) 施行令第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること。

(2) この工事の公告の日から落札決定までの間に、坂戸市の締結する契約に係る指名停止措置要綱（平成８年坂戸市告示第２７号）に基づく指名停止措置又は坂戸市の締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成８年坂戸市告示第７５号）に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

(3) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、坂戸市に対してこれらの手続開始の決定日以降の日を審査基準日とする再審査申請を行っている者を除く。

(4) 令和７・８年度坂戸市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、次の条件を全て満たす登載がある者であること。

ア　登録業種　建築工事業（建築一式工事の受注を希望している者）

イ　許可区分　なし

ウ　格付け等　建築工事業の格付けがＢ級である者。ただし、坂戸市に対して契約権限を有する営業所（本店を含む。以下同じ。）を坂戸市内に有する場合は、Ａ級又はＣ級である者も可とする。

エ　経営事項審査　建築工事業について、令和７年５月３１日以降の日を審査基準日とする建設業法（昭和２４年法律第１００号。以下「法」という。）第２７条の２３第１項の規定による経営事項審査を受けており、当該総合評定値通知書が提出できる者であること。ただし、前号に該当する者は、それぞれ更正又は再生手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査を受け、当該総合評定値通知書をもって本市の資格者名簿に登載されている者でなければならない。

(5) 雇用保険・健康保険・厚生年金保険のいずれも加入状況が「加入」又は「適用除外」である者であること。

(6) 配置予定技術者

ア　この工事の施工に当たり、主任技術者を配置すること。なお、既に他の工事に専任で配置している主任技術者及び監理技術者はこの工事に配置できないが、当該主任技術者又は監理技術者が既に配置している工事において法第２６条第３項ただし書（第１号に係る部分に限る。）に定める要件を満たし、この工事の施工においても同項第１号ロ及びハに定める要件を満たす場合はこの限りではない。また、営業

所技術者及び特定営業所技術者はこの工事の技術者に配置できないが、坂戸市に対して契約権限を有する営業所が坂戸市内に所在する場合は当該営業所の営業所技術者及び特定営業所技術者について、当該営業所との間で常時連絡を取りうる体制にあることを条件として配置できるものとする。なお、技術者の取扱いについての詳細は法及び国土交通省が発した最新の「監理技術者制度運用マニュアル」による。

イ　配置予定技術者は、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者でなければならない。

ウ　配置予定技術者が特定できないときは、複数（合計３名以内）の候補者を参加資格確認申請書に記載することができる。

エ　参加資格確認申請書に記載した配置予定技術者は、やむを得ない事情（死亡、疾病、退職等）がある場合を除き、原則として落札後に変更することができない。

(7) 現場代理人

この工事の契約締結日から現場施工に着手するまでの期間については、現場への常駐を要しないものとする。また、本工事は、現場代理人等の常駐義務の緩和に関する取扱要領の適用工事とする。

9　設計図書等の閲覧方法

この入札に参加しようとする者は、埼玉県電子入札共同システムにより、添付されている設計図書等を閲覧するものとする。

(1) 閲覧期間　令和８年１１月５日（木）から令和８年１２月４日（金）まで

(2) 設計図書等の形態　設計図書等の形態は、ＰＤＦ、ＭＳ－ＷＯＲＤ又はＭＳ－ＥＸＣＥＬファイル形式とする。なお、埼玉県電子入札共同システムにおいて提出可能な電子ファイルは、以下の拡張子のものとする。

「.docx」（ Microsoft Word 2007 以降のバージョン ）

「.xlsx」（ 同 Excel 2007 以降のバージョン ）

「.pptx」（ 同 PowerPoint 2007 以降のバージョン ）

(3) 書面での閲覧

設計図書等を閲覧した者が、書面による設計図書等の閲覧を希望する場合は、開札前日までの間、総合政策部財政課窓口で閲覧することができる（土・日曜・祝日を除く。）。なお、書面による設計図書等の貸与又は複写は行わない。

10　設計図書等に対する質問及び回答

設計図書等について質問のある者は、次により行うことができる。質問書の題名、説明要求内容には、特定の企業名や個人名を記入しないこと。

(1) 質問の方法

ア　受付期限　令和８年１１月１８日（水）午後５時００分まで

イ　受付方法　電子入札システムにより、前記の受付期限までに提出すること。

(2) 回答の方法

ア　回答　次のとおり電子入札システム上に掲示する。ただし、システム容量等の問題により掲示できないことがある。この場合は、坂戸市ホームページに掲示する。

なお、回答に対する再質問は受け付けない。

坂戸市ホームページアドレス　https://www.city.sakado.lg.jp/

イ　掲示時期　令和８年１１月２６日（木）午前１０時００分から

11　入札保証金

免除とする。

12　入札参加資格の事後審査

坂戸市建設工事請負等一般競争入札（事後審査型）要領に基づき入札執行後に確認する。落札候補者となった者は、令和８年１２月９日（水）午後５時までに次の書類を提出しなければならない。当該書類を提出しない場合又は提出された書類に不備・不足がある場合は、その者がした入札を無効とする。

(1) 制限付一般競争入札（事後審査方式）参加資格確認申請書（次に掲げる添付書類を含む。）

ア　配置予定技術者経歴書（資格を証明する写しを添付）

※第８項第６号イの要件を満たした雇用関係を証明する書類を含む。

イ　直近の経営事項審査の総合評定値通知書の写し（第８項第４号エに規定するもの）

ウ　建設業許可申請書添付書類の専任技術者証明書の写し

エ　健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類

13　くじによる落札候補者の決定

落札候補者とすべき同額の入札をした者が２人以上いるときは、電子入札システムの電子くじにより落札候補者を決定する。

14　契約保証金

この入札で落札し、契約の予定者となった者は、この契約の締結と同時に、地方自治法施行令の規定に基づき契約金額の１００分の１０以上の契約の保証を付さなければならない。

15　契約条項等

(1) 契約規則及び約款は、坂戸市ホームページにおいて閲覧に供する。

(2) 落札者は、落札者決定の連絡を受けた日の翌日から起算して7日目の日を契約締結日とし、坂戸市と工事請負契約を締結すること。

16　入札参加に必要な書類の入手方法

入札参加に必要な書類の入手方法は、次の表に掲げるとおりとする。

書　類　名	入　手　方　法
制限付一般競争入札公告	埼玉県電子入札共同システム又は坂戸市ホームページ
設計図書	埼玉県電子入札共同システム
入札金額見積内訳書	埼玉県電子入札共同システム又は坂戸市ホームページ
制限付一般競争入札（事後審査方式）参加資格確認申請書	埼玉県電子入札共同システム又は坂戸市ホームページ
その他の告知書類等	埼玉県電子入札共同システム又は坂戸市ホームページ

坂戸市ホームページアドレス　https://www.city.sakado.lg.jp/

17　その他

(1) 入札に際しては、設計図書等、坂戸市競争入札参加者心得書及び現場等を熟知の上、参加しなければならない。

(2) 申請事業所の代表者が変更となった場合は、新たに電子証明書を購入し、あらためて利用者登録をしなければならない。旧代表者名義の電子証明書での競争参加資格確認申請書の提出や入札は、無効とする。なお、電子証明書の再取得が間に合わない場合は、競争参加資格確認申請書や入札書の提出期限までに「紙入札方式参加申請書」を坂戸市総合政策部財政課窓口へ提出し、承認を得ること。

(3) 入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(4) この入札に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）、刑法（明治４０年法律第４５号）、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべ

き行為の処罰に関する法律（平成１４年法律第１０１号）その他関係諸法令等に違反するなどの不正行為の事実があったことが明らかとなった場合は、契約締結後であっても当該入札を無効とし又は契約を解除し、違約金を求めることがある。

(5) 落札者は契約締結後、１０日以内（土・日曜・祝日を除く。）に一般財団法人日本建設情報総合センターが運営するコリンズに工事実績情報を登録しなければならない。

(6) 本工事は、受注者（元請業者）等に対する建設工事に係る労働環境及び支払賃金に関するアンケート実施の対象工事とする。